

住民基本台帳法の一部を改正する法律の
施行期日を定める政令について

自治行政局市町村課

1 趣旨

第166回国会において、住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成19年法律第75号。以下「改正法」という。）が成立し、平成19年6月6日に公布されたところである。

今般、改正法を施行するため、改正法の施行期日を定める必要がある。

2 内容

- 改正法附則第1条により、施行期日は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとされており、当該施行期日を平成20年5月1日とする。